

「第4期消費者基本計画のあり方に関する検討会」中間取りまとめについて

- 2020年度～2024年度の第4期消費者基本計画のあり方を検討
社会経済状況の変化を踏まえた、**新たな時代にふさわしい消費者政策**を推進するための重要な視点について意見交換
- 本年7月に中間取りまとめ。本年末に最終取りまとめを行った後、それを踏まえて、消費者庁を中心に次期基本計画を立案

①消費者基本計画

消費者基本法第9条の規定に基づき、長期的に講ずべき消費者政策の大綱及び消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項について閣議決定

(現行計画：2015年度～2019年度)

②検討会のメンバー

※ 平成30年6月26日時点

阿部 美雪	(公社) 全国消費生活相談員協会専務理事
伊藤 弘憲	愛知県県民文化部県民生活課長
浦郷 由季	(一社) 全国消費者団体連絡会事務局長
小島 茂	(公財) 連合総合生活開発研究所客員研究員
川廷 昌弘	(株) 博報堂D Yホールディングスグループ 広報・I R室C S Rグループ推進担当部長
坂本 有芳	鳴門教育大学大学院学校教育研究科准教授
首藤 由紀	(株) 社会安全研究所代表取締役所長
千葉 恵美子	大阪大学大学院高等司法研究科教授
中原 茂樹	東北大学大学院法学研究科教授・法科大学院長《座長代理》
拝師 徳彦	弁護士、全国消費者行政ウォッチねっと事務局長
長谷川 雅巳	(一社) 日本経済団体連合会 ソーシャル・コミュニケーション本部長
宮木 由貴子	(株) 第一生命経済研究所調査研究本部 ライフデザイン研究部主席研究員
森光 康次郎	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授
山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授《座長》

※ 五十音順、敬称略

③今後の予定

【検討会取りまとめ】

- 2018年12月頃まで
…各府省庁、関係団体等との意見交換等
- 2018年12月頃
…検討会の最終取りまとめ



【第4期消費者基本計画策定】

- 2019年度
…消費者庁で計画案を作成
…消費者委員会（新計画案の諮問・答申）
…消費者政策会議（新計画案を決定）
…閣議決定（新計画を公表）
- 2020年度～
…第4期消費者基本計画 開始

④ 中間取りまとめの概要

※ 次期消費者基本計画策定に当たって配慮すべき重要な視点（現行計画に十分に盛り込まれていないもの）

- 高度情報通信社会の進展、グローバル化の進展、技術革新の進行により産業構造が変化
- 消費者の生活の利便性は飛躍的に向上

消費者を取り巻く状況変化

- 貧困・格差の拡大等の課題の発生、超高齢社会の到来
- 社会変化がもたらす利点を享受できず、取り残される消費者も存在

「SDGs」
持続可能な社会

「Society5.0」

革新技術を活用して
社会全体の最適化を
図る未来社会

の
実現を目指す機運の高まり

消費者政策の視点

1 健全な消費生活環境の確保

(1) SDGsへの対応

- 消費者の主体的な行動
企業のESGに配慮した経営
投資家のESG投資
を促進することで、SDGsの達成に貢献

(2) 国際化の進展への対応

- 電子商取引、リテール決済等について、国際的に協調した消費者政策の展開
- 訪日外国人旅行者数の増加（政府目標：2030年に6,000万人）に伴う消費者トラブルへの対応を強化

2 消費者の権利の尊重

(1) 高度情報通信社会の進展への対応

- AI、IoT等の革新技術の進展を踏まえた消費者政策の推進
- 消費者の利便性向上と消費者保護の適切なバランスを図ったルール策定
- 電子商取引における紛争増加に対する迅速な解決手段の構築（AIの活用、オンラインADR等）

(2) 高度情報通信社会に対応した消費者保護

- データポータビリティ等個人が自己のデータを適切に管理できる環境の整備
- ネットオークション、フリマサービス等の取引について、プラットフォーム型ビジネス全体を捉えたルール策定
- 若者世代に向けた広報・相談受付にSNSを積極的に活用

3 消費者の自立支援

(1) 消費者の自立の視点

- 多面的に考え、主体的に判断する消費者が主役となって、選択・行動する社会の形成
- エシカル消費やSDGsの視点の普及により、消費者の意識改革を促進

(2) 脆弱な消費者への対応

- 社会的孤立等から自立困難な消費者に対して、脆弱な消費者という共通した視点からの支援（アウトリーチ型の相談支援体制）

(3) 消費者教育の充実

- 民法の成年年齢引下げに伴う若年者の消費者被害拡大を防止
- 学校教育をはじめとした若年者に対する消費者教育を一層充実

4 政策の推進のための体制等

(1) 消費者行政の推進力の向上

- 各省庁縦割りの業法規制だけでは対応できない状況の下、消費者庁が「司令塔・エンジン役」としての役割を發揮
- 関係機関との情報共有等連携を強化
- 消費生活センター、地方公共団体職員の人員の確保、専門性の向上

(2) 消費者団体の活性化

- 新たな担い手確保のため、消費者団体、行政、事業者が連携して消費者団体の活性化を検討

(3) 多様な情報の収集と活用

- 事故情報、財産被害情報等について、より多様なソースからの収集、分析
- 革新技術を活用した消費者への幅広い情報提供

- 消費者基本計画は、消費者基本法第9条に基づき、①長期的に講ずべき消費者政策の大綱及び②消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項を定め、閣議決定するもの。
- 関係省庁等が講ずべき具体的施策の取組予定等については、工程表を取りまとめており、消費者基本計画に基づく施策の実施状況について、工程表に基づき検証・評価・監視を行う。1年に1回は工程表を改定（消費者政策会議（※）において決定）。

※消費者基本法第27条及び第28条に基づき設置。会長は内閣総理大臣、全府省庁の大臣と公正取引委員会委員長で構成。

5年間で取り組むべき施策の構成

① 消費者の安全の確保	② 表示の充実と信頼の確保	③ 適正な取引の実現	④ 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成	⑤ 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備	⑥ 消費者行政の体制整備
(1)事故の未然防止 (2)事故等の情報収集と発生・拡大防止 (3)原因究明調査と再発防止 (4)食品の安全性の確保	(1)景品表示法の普及啓発・厳正な運用 (2)商品・サービスに応じた表示の普及・改善 (3)食品表示による適正な情報提供・関係法令の厳正な運用	(1)横断的な法令の厳正な執行、見直し (2)商品・サービスに応じた取引の適正化 (3)情報通信技術の進展に対応した取引の適正化 (4)犯罪の未然防止・取締り (5)規格・計量の適正化	(1)政策の透明性確保と消費者意見の反映 (2)消費者教育の推進 (3)消費者団体、事業者・事業者団体等の取組の支援・促進 (4)公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保 (5)環境に配慮した消費行動等の推進	(1)被害救済、苦情処理、紛争解決の促進 (2)高度情報通信社会の進展への対応 (3)グローバル化の進展への対応	(1)国の組織体制の充実・強化 (2)地方における体制整備